小田原市監査委員公表第１５号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第１項の規定に基づき財産区定期監査を実施したので、同条第９項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

令和 ８ 年１１月 ２ 日

小田原市監査委員　近　藤　正　道

小田原市監査委員　山　崎　佐　俊

小田原市監査委員　武　松　　忠

令和８年度定期監査（足柄財産区）の結果に関する報告書

第１　監査の基準

本審査は小田原市監査基準(令和２年小田原市監査委員告示第１号)に準拠して実施した。

第２　監査の種類

地方自治法第 199 条第１項の規定による監査（同条第４項の定期監査として実施）

第３　監査の対象

主として令和７年度の財産管理その他の財務に関する事務の執行

第４　監査の着眼点

財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確であるかを確かめるため、財産区の設置目的及び過去の監査結果を踏まえ、重要リスク及び主な監査の着眼点を次のとおり設定した。

１　財産管理事務

重要リスク	着眼点
財産の所有・管理区分ごとの権利関係、面積等の情報が正確に管理されないリスク	・財産台帳は適正に作成・管理されているか ・財産に係る契約書類は適正に管理されているか

２　収入・支出・契約事務

重要リスク	着眼点
財産に係る収入が正しく行われないリスク	・財産の取扱いは適正か ・額の算定、調定・納入通知は適正か
財産管理に係る支出・契約が適正に執行、履行されないリスク	・執行手続は適正か ・契約･支出内容は適正か ・履行確認は適時適正に行われているか
条例に適合しない支出が行われるリスク（議員報酬）	・報酬等の支出は条例の規定に従って行われているか
その他財産管理に直接資する経費以外の支出について不要・不適正な執行が行われるリスク（食糧費・旅費・補助金）	・支出は法令に適合し、正確であるか

第５　監査の実施内容

財産台帳、山林の分収に係る契約書、会計伝票、決裁文書等の提出を求め、監査の着眼点を踏まえて抽出によりそれらの閲覧、証ひょうとの照合を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

第６　監査の結果

上記第１から第５までの記載事項のとおり監査した限り、財務に関する事務の執行は、下記の事項を除き重要な点において法令に適合し、正確であると認められた。

［除外事項］

１　足柄財産区・酒匂財産区の共有地（箱根町小涌谷字上鷹ノ巣 439－2 外）において電柱等及び電話柱等に対する土地貸付料が収入されていなかった。また、収入されていた土地貸付料の金額について誤りがあった。

当該土地に係る収入事務を適正に執行する必要がある。

２　長期施業受委託契約における委託料について、見積書の日付が完了届と同一の日付になっていた。

財産の管理に係る支出事務を適正に執行する必要がある。

また、是正又は改善を要するものとして指摘すべき事項が上記のほかに認められたので、以下に記載する。

１　足柄財産区・酒匂財産区の共有地（箱根町小涌谷字上鷹ノ巣 439－2 外）における土地貸付料について、契約書で定める指定期日と異なる納入期限が納入通知書に記載されていた。

納入の通知は正しく行う必要がある。

２　議員報酬について、小田原市足柄財産区議会議員の議員報酬等に関する条例第３条第４項において「９月及び３月にその月以前６月分を支給する」と定められているが、上半期分を令和７年 10 月に支給していた。

議員報酬は適切に支給する必要がある。

３　補助金の支出については、申請を受けた年度の末までに履行の確認を行う必要があるが、小田原市足柄財産区に係る補助金交付要綱において、実績報告書の提出期限を「補助事業完了後１月以内」と定めていた。

申請を受けた年度の補助金として支出するためには、補助事業の完了が３月の場合においても、当該年度の末までに補助金の履行確認を行う必要がある。

４　自治会等に交付した補助金について、実績報告書の提出を受けず、補助金の額の確定を行っていないもの、実績報告書の提出を受けたが、補助金の額の確定を行っていないもののほか、実績報告書の提出及び補助金の額の確定が年度内にされていないものがあった。また、実績報告書に補助対象事業に係る支出額を確認するための証ひょうが不足しており、補助金の額の確定に係る審査が十分に行われていなかったものがあった。

財産区の権能上、財産区による補助金交付は、財産の維持管理上必要なものに限られており、従来から言及してきたように、補助金の在り方自体の検討が必要なところであ

るが、上述した自治会等への補助金が地方自治法の補助金として交付又はその決定がされている以上は、小田原市補助金の交付等に関する規則等に基づいて、適正に執行する必要がある。

令和８年度定期監査（大窪財産区）の結果に関する報告書

第１　監査の基準

本審査は小田原市監査基準(令和２年小田原市監査委員告示第１号)に準拠して実施した。

第２　監査の種類

地方自治法第 199 条第１項の規定による監査（同条第４項の定期監査として実施）

第３　監査の対象

主として令和７年度の財産管理その他の財務に関する事務の執行

第４　監査の着眼点

財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確であるかを確かめるため、財産区の設置目的及び過去の監査結果を踏まえ、重要リスク及び主な監査の着眼点を次のとおり設定した。

１　財産管理事務

重要リスク	着眼点
財産の所有・管理区分ごとの権利関係、面積等の情報が正確に管理されないリスク	・財産台帳は適正に作成・管理されているか ・財産に係る契約書類は適正に管理されているか

２　収入・支出・契約事務

重要リスク	着眼点
財産に係る収入が正しく行われないリスク	・財産の取扱いは適正か ・額の算定、調定・納入通知は適正か
財産管理に係る支出・契約が適正に執行、履行されないリスク	・執行手続は適正か ・契約･支出内容は適正か ・履行確認は適時適正に行われているか
条例に適合しない支出が行われるリスク（議員報酬）	・報酬等の支出は条例の規定に従って行われているか
その他財産管理に直接資する経費以外の支出について不要・不適正な執行が行われるリスク（食糧費・旅費・補助金）	・支出は法令に適合し、正確であるか

第５　監査の実施内容

財産台帳、山林の分収に係る契約書、会計伝票、決裁文書等の提出を求め、監査の着眼点を踏まえて抽出によりそれらの閲覧、証ひょうとの照合を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

第６　監査の結果

上記第１から第５までの記載事項のとおり監査した限り、財務に関する事務の執行は、下記の事項を除き重要な点において法令に適合し、正確であると認められた。

［除外事項］

１　財産台帳において、大窪財産区・箱根町の共有部分の財産の一部について、適切に把握されていると判断するに足る資料が得られなかった。

該当する土地の疑義について速やかに解消し、所有財産を明確にする必要がある。

また、是正又は改善を要するものとして指摘すべき事項が上記のほかに認められたので、以下に記載する。

１　議員報酬について、小田原市大窪財産区議会議員の議員報酬等に関する条例第３条第４項において「９月及び３月にその月以前６月分を支給する」と定められているが、上半期分を令和７年 10 月に支給していた。

議員報酬は適切に支給する必要がある。

２　補助金の支出については、申請を受けた年度の末までに履行の確認を行う必要があるが、小田原市大窪財産区に係る補助金交付要綱において、実績報告書の提出期限を「補助事業完了後１月以内」と定めていた。

申請を受けた年度の補助金として支出するためには、補助事業の完了が３月の場合においても、当該年度の末までに補助金の履行確認を行う必要がある。

３　地区社会福祉協議会に交付した補助金について、実績報告書に補助対象事業に係る支出額を確認するための証ひょうが不足しており、補助金の額の確定に係る審査が十分に行われていなかった。

財産区の権能上、財産区による補助金交付は、財産の維持管理上必要なものに限られており、従来から言及してきたように、補助金の在り方自体の検討が必要なところであるが、上述した地区社会福祉協議会への補助金が地方自治法の補助金として交付又はその決定がされている以上は、小田原市補助金の交付等に関する規則等に基づいて、適正に執行する必要がある。

令和８年度定期監査（早川財産区）の結果に関する報告書

第１　監査の基準

本審査は小田原市監査基準(令和２年小田原市監査委員告示第１号)に準拠して実施した。

第２　監査の種類

地方自治法第 199 条第１項の規定による監査（同条第４項の定期監査として実施）

第３　監査の対象

主として令和７年度の財産管理その他の財務に関する事務の執行

第４　監査の着眼点

財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確であるかを確かめるため、財産区の設置目的及び過去の監査結果を踏まえ、重要リスク及び主な監査の着眼点を次のとおり設定した。

１　財産管理事務

重要リスク	着眼点
財産の所有・管理区分ごとの権利関係、面積等の情報が正確に管理されないリスク	・財産台帳は適正に作成・管理されているか ・財産に係る契約書類は適正に管理されているか

２　収入・支出・契約事務

重要リスク	着眼点
財産に係る収入が正しく行われないリスク	・財産の取扱いは適正か ・額の算定、調定・納入通知は適正か
財産管理に係る支出・契約が適正に執行、履行されないリスク	・執行手続は適正か ・契約･支出内容は適正か ・履行確認は適時適正に行われているか
条例に適合しない支出が行われるリスク（議員報酬）	・報酬等の支出は条例の規定に従って行われているか
その他財産管理に直接資する経費以外の支出について不要・不適正な執行が行われるリスク（食糧費・旅費・補助金）	・支出は法令に適合し、正確であるか

第５　監査の実施内容

財産台帳、山林の分収に係る契約書、会計伝票、決裁文書等の提出を求め、監査の着眼点を踏まえて抽出によりそれらの閲覧、証ひょうとの照合を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

第６　監査の結果

上記第１から第５までの記載事項のとおり監査した限り、財務に関する事務の執行は、重要な点において法令に適合し、正確であると認められた。

なお、是正又は改善を要するものとして指摘すべき事項が上記のほかに認められたので、以下に記載する。

１　議員報酬について、小田原市早川財産区議会議員の議員報酬等に関する条例第３条第４項において「９月及び３月にその月以前６月分を支給する」と定められているが、上半期分を令和７年 10 月に支給していた。

議員報酬は適切に支給する必要がある。

２　補助金の支出については、申請を受けた年度の末までに履行の確認を行う必要があるが、小田原市早川財産区に係る補助金交付要綱において、実績報告書の提出期限を「補助事業完了後１月以内」と定めていた。

申請を受けた年度の補助金として支出するためには、補助事業の完了が３月の場合においても、当該年度の末までに補助金の履行確認を行う必要がある。

令和８年度定期監査（下府中財産区）の結果に関する報告書

第１　監査の基準

本審査は小田原市監査基準(令和２年小田原市監査委員告示第１号)に準拠して実施した。

第２　監査の種類

地方自治法第 199 条第１項の規定による監査（同条第４項の定期監査として実施）

第３　監査の対象

主として令和７年度の財産管理その他の財務に関する事務の執行

第４　監査の着眼点

財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確であるかを確かめるため、財産区の設置目的及び過去の監査結果を踏まえ、重要リスク及び主な監査の着眼点を次のとおり設定した。

１　財産管理事務

重要リスク	着眼点
財産の所有・管理区分ごとの権利関係、面積等の情報が正確に管理されないリスク	・財産台帳は適正に作成・管理されているか ・財産に係る契約書類は適正に管理されているか

２　収入・支出・契約事務

重要リスク	着眼点
財産に係る収入が正しく行われないリスク	・財産の取扱いは適正か ・額の算定、調定・納入通知は適正か
財産管理に係る支出・契約が適正に執行、履行されないリスク	・執行手続は適正か ・契約･支出内容は適正か ・履行確認は適時適正に行われているか
条例に適合しない支出が行われるリスク（議員報酬）	・報酬等の支出は条例の規定に従って行われているか
その他財産管理に直接資する経費以外の支出について不要・不適正な執行が行われるリスク（食糧費・旅費・補助金）	・支出は法令に適合し、正確であるか

第５　監査の実施内容

財産台帳、山林の分収に係る契約書、会計伝票、決裁文書等の提出を求め、監査の着眼点を踏まえて抽出によりそれらの閲覧、証ひょうとの照合を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

第６　監査の結果

上記第１から第５までの記載事項のとおり監査した限り、財務に関する事務の執行は、下記の事項を除き重要な点において法令に適合し、正確であると認められた。

［除外事項］

１　長期施業受委託契約における委託料について、見積書の日付が完了届と同一の日付になっていた。

財産の管理に係る支出事務を適正に執行する必要がある。

また、是正又は改善を要するものとして指摘すべき事項が上記のほかに認められたので、以下に記載する。

１　議員報酬について、小田原市下府中財産区議会議員の議員報酬等に関する条例第３条第４項において「９月及び３月にその月以前６月分を支給する」と定められているが、上半期分を令和７年 10 月に支給していた。

議員報酬は適切に支給する必要がある。

２　補助金の支出については、申請を受けた年度の末までに履行の確認を行う必要があるが、小田原市下府中財産区に係る補助金交付要綱において、実績報告書の提出期限を「補助事業完了後１月以内」と定めていた。

申請を受けた年度の補助金として支出するためには、補助事業の完了が３月の場合においても、当該年度の末までに補助金の履行確認を行う必要がある。

３　自治会に交付した補助金について、実績報告書に補助対象事業に係る支出額を確認するための証ひょうが不足しており、補助金の額の確定に係る審査が十分に行われていなかった。

財産区の権能上、財産区による補助金交付は、財産の維持管理上必要なものに限られており、従来から言及してきたように、補助金の在り方自体の検討が必要なところであるが、上述した自治会への補助金が地方自治法の補助金として交付又はその決定がされている以上は、小田原市補助金の交付等に関する規則等に基づいて、適正に執行する必要がある。

第７　監査の結果に添える意見

地方自治法第 199 条第 10 項の規定により、監査の結果に基づき次の意見を付記する。

１　視察に係る報告書等の作成について

森林施業の参考とするため実施した議員研修視察について、復命書や結果報告書等が作成されていなかった。

財産区関係者内で一定の情報や知見は共有、蓄積されていると認識しているとのことであるが、視察で得られた情報や知見については、報告書等により、視察に参加しなかった

議員や職員等に共有し、今後の財産区の運営に生かすことが求められる。

令和８年度定期監査（桜井財産区）の結果に関する報告書

第１　監査の基準

本審査は小田原市監査基準(令和２年小田原市監査委員告示第１号)に準拠して実施した。

第２　監査の種類

地方自治法第 199 条第１項の規定による監査（同条第４項の定期監査として実施）

第３　監査の対象

主として令和７年度の財産管理その他の財務に関する事務の執行

第４　監査の着眼点

財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確であるかを確かめるため、財産区の設置目的及び過去の監査結果を踏まえ、重要リスク及び主な監査の着眼点を次のとおり設定した。

１　財産管理事務

重要リスク	着眼点
財産の所有・管理区分ごとの権利関係、面積等の情報が正確に管理されないリスク	・財産台帳は適正に作成・管理されているか ・財産に係る契約書類は適正に管理されているか

２　収入・支出・契約事務

重要リスク	着眼点
財産に係る収入が正しく行われないリスク	・財産の取扱いは適正か ・額の算定、調定・納入通知は適正か
財産管理に係る支出・契約が適正に執行、履行されないリスク	・執行手続は適正か ・契約･支出内容は適正か ・履行確認は適時適正に行われているか
条例に適合しない支出が行われるリスク（議員報酬）	・報酬等の支出は条例の規定に従って行われているか
その他財産管理に直接資する経費以外の支出について不要・不適正な執行が行われるリスク（食糧費・旅費・補助金）	・支出は法令に適合し、正確であるか

第５　監査の実施内容

財産台帳、山林の分収に係る契約書、会計伝票、決裁文書等の提出を求め、監査の着眼点を踏まえて抽出によりそれらの閲覧、証ひょうとの照合を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

第６　監査の結果

上記第１から第５までの記載事項のとおり監査した限り、財務に関する事務の執行は、下記の事項を除き重要な点において法令に適合し、正確であると認められた。

［除外事項］

１　立木材積調査委託料について、支払が大幅に遅延し、翌年度の予算で執行されていた。

支払事務は遅延なく適正に行うとともに、会計年度独立の原則に基づき適切な会計処理を行う必要がある。

また、是正又は改善を要するものとして指摘すべき事項が上記のほかに認められたので、以下に記載する。

１　議員報酬について、小田原市桜井財産区議会議員の議員報酬等に関する条例第３条第４項において「９月及び３月にその月以前６月分を支給する」と定められているが、上半期分を令和７年 10 月に、下半期分を令和８年５月に支給していた。

議員報酬は適切に支給する必要がある。

２　補助金の支出については、申請を受けた年度の末までに履行の確認を行う必要があるが、小田原市桜井財産区に係る補助金交付要綱において、実績報告書の提出期限を「補助事業完了後１月以内」と定めていた。

申請を受けた年度の補助金として支出するためには、補助事業の完了が３月の場合においても、当該年度の末までに補助金の履行確認を行う必要がある。

令和８年度定期監査（豊川財産区）の結果に関する報告書

第１　監査の基準

本審査は小田原市監査基準(令和２年小田原市監査委員告示第１号)に準拠して実施した。

第２　監査の種類

地方自治法第 199 条第１項の規定による監査（同条第４項の定期監査として実施）

第３　監査の対象

主として令和７年度の財産管理その他の財務に関する事務の執行

第４　監査の着眼点

財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確であるかを確かめるため、財産区の設置目的及び過去の監査結果を踏まえ、重要リスク及び主な監査の着眼点を次のとおり設定した。

１　財産管理事務

重要リスク	着眼点
財産の所有・管理区分ごとの権利関係、面積等の情報が正確に管理されないリスク	・財産台帳は適正に作成・管理されているか ・財産に係る契約書類は適正に管理されているか

２　収入・支出・契約事務

重要リスク	着眼点
財産に係る収入が正しく行われないリスク	・財産の取扱いは適正か ・額の算定、調定・納入通知は適正か
財産管理に係る支出・契約が適正に執行、履行されないリスク	・執行手続は適正か ・契約･支出内容は適正か ・履行確認は適時適正に行われているか
条例に適合しない支出が行われるリスク（議員報酬）	・報酬等の支出は条例の規定に従って行われているか
その他財産管理に直接資する経費以外の支出について不要・不適正な執行が行われるリスク（食糧費・旅費・補助金）	・支出は法令に適合し、正確であるか

第５　監査の実施内容

財産台帳、山林の分収に係る契約書、会計伝票、決裁文書等の提出を求め、監査の着眼点を踏まえて抽出によりそれらの閲覧、証ひょうとの照合を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

第６　監査の結果

上記第１から第５までの記載事項のとおり監査した限り、財務に関する事務の執行は、重要な点において法令に適合し、正確であると認められた。

なお、是正又は改善を要するものとして指摘すべき事項が上記のほかに認められたので、以下に記載する。

１　視察料及び議長交際費について市職員等による立替払が行われ、議長交際費の立替払については出納整理期間まで精算がされていなかった。

地方自治法では、立替払は事故や不正が生じるリスクが高いため認めておらず、適正な出納事務を行う必要がある。

２　議員研修視察に係る視察料について、一般管理費から支出するべきところ、財産管理費で支出していた。

支出については、予算の目的に応じ、適切な科目で執行する必要がある。

３　議員報酬について、小田原市豊川財産区議会議員の議員報酬等に関する条例第３条第４項において「９月及び３月にその月以前６月分を支給する」と定められているが、上半期分を令和７年 10 月に支給していた。

議員報酬は適切に支給する必要がある。

４　補助金の支出については、申請を受けた年度の末までに履行の確認を行う必要があるが、小田原市豊川財産区に係る補助金交付要綱において、実績報告書の提出期限を「補助事業完了後１月以内」と定めていた。

申請を受けた年度の補助金として支出するためには、補助事業の完了が３月の場合においても、当該年度の末までに補助金の履行確認を行う必要がある。

第７　監査の結果に添える意見

地方自治法第 199 条第 10 項の規定により、監査の結果に基づき次の意見を付記する。

１　視察に係る報告書等の作成について

森林施業の参考とするため実施した議員研修視察について、復命書や結果報告書等が作成されていなかった。

財産区関係者内で一定の情報や知見は共有、蓄積されていると認識しているとのことであるが、視察で得られた情報や知見については、報告書等により、視察に参加しなかった議員や職員等に共有し、今後の財産区の運営に生かすことが求められる。

令和８年度定期監査（上府中財産区）の結果に関する報告書

第１　監査の基準

本審査は小田原市監査基準(令和２年小田原市監査委員告示第１号)に準拠して実施した。

第２　監査の種類

地方自治法第 199 条第１項の規定による監査（同条第４項の定期監査として実施）

第３　監査の対象

主として令和７年度の財産管理その他の財務に関する事務の執行

第４　監査の着眼点

財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確であるかを確かめるため、財産区の設置目的及び過去の監査結果を踏まえ、重要リスク及び主な監査の着眼点を次のとおり設定した。

１　財産管理事務

重要リスク	着眼点
財産の所有・管理区分ごとの権利関係、面積等の情報が正確に管理されないリスク	・財産台帳は適正に作成・管理されているか ・財産に係る契約書類は適正に管理されているか

２　収入・支出・契約事務

重要リスク	着眼点
財産に係る収入が正しく行われないリスク	・財産の取扱いは適正か ・額の算定、調定・納入通知は適正か
財産管理に係る支出・契約が適正に執行、履行されないリスク	・執行手続は適正か ・契約･支出内容は適正か ・履行確認は適時適正に行われているか
条例に適合しない支出が行われるリスク（議員報酬）	・報酬等の支出は条例の規定に従って行われているか
その他財産管理に直接資する経費以外の支出について不要・不適正な執行が行われるリスク（食糧費・旅費・補助金）	・支出は法令に適合し、正確であるか

第５　監査の実施内容

財産台帳、山林の分収に係る契約書、会計伝票、決裁文書等の提出を求め、監査の着眼点を踏まえて抽出によりそれらの閲覧、証ひょうとの照合を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

第６　監査の結果

上記第１から第５までの記載事項のとおり監査した限り、財務に関する事務の執行は、重要な点において法令に適合し、正確であると認められた。

なお、是正又は改善を要するものとして指摘すべき事項が上記のほかに認められたので、以下に記載する。

１　議員報酬について、小田原市上府中財産区議会議員の議員報酬等に関する条例第３条第４項において「９月及び３月にその月以前６月分を支給する」と定められているが、上半期分を令和７年 10 月に支給していた。

議員報酬は適切に支給する必要がある。

２　補助金の支出については、申請を受けた年度の末までに履行の確認を行う必要があるが、小田原市上府中財産区に係る補助金交付要綱において、実績報告書の提出期限を「補助事業完了後１月以内」と定めていた。

申請を受けた年度の補助金として支出するためには、補助事業の完了が３月の場合においても、当該年度の末までに補助金の履行確認を行う必要がある。

令和８年度定期監査（酒匂財産区）の結果に関する報告書

第１　監査の基準

本審査は小田原市監査基準(令和２年小田原市監査委員告示第１号)に準拠して実施した。

第２　監査の種類

地方自治法第 199 条第１項の規定による監査（同条第４項の定期監査として実施）

第３　監査の対象

主として令和７年度の財産管理その他の財務に関する事務の執行

第４　監査の着眼点

財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確であるかを確かめるため、財産区の設置目的及び過去の監査結果を踏まえ、重要リスク及び主な監査の着眼点を次のとおり設定した。

１　財産管理事務

重要リスク	着眼点
財産の所有・管理区分ごとの権利関係、面積等の情報が正確に管理されないリスク	・財産台帳は適正に作成・管理されているか ・財産に係る契約書類は適正に管理されているか

２　収入・支出・契約事務

重要リスク	着眼点
財産に係る収入が正しく行われないリスク	・財産の取扱いは適正か ・額の算定、調定・納入通知は適正か
財産管理に係る支出・契約が適正に執行、履行されないリスク	・執行手続は適正か ・契約･支出内容は適正か ・履行確認は適時適正に行われているか
条例に適合しない支出が行われるリスク（議員報酬）	・報酬等の支出は条例の規定に従って行われているか
その他財産管理に直接資する経費以外の支出について不要・不適正な執行が行われるリスク（食糧費・旅費・補助金）	・支出は法令に適合し、正確であるか

第５　監査の実施内容

財産台帳、山林の分収に係る契約書、会計伝票、決裁文書等の提出を求め、監査の着眼点を踏まえて抽出によりそれらの閲覧、証ひょうとの照合を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

第６　監査の結果

上記第１から第５までの記載事項のとおり監査した限り、財務に関する事務の執行は、下記の事項を除き重要な点において法令に適合し、正確であると認められた。

［除外事項］

１　酒匂財産区・足柄財産区の共有地（箱根町小涌谷字上鷹ノ巣 439－2 外）において電柱等及び電話柱等に対する土地貸付料が収入されていなかった。また、収入されていた土地貸付料の金額について誤りがあった。

当該土地に係る収入事務を適正に執行する必要がある。

また、是正又は改善を要するものとして指摘すべき事項が上記のほかに認められたので、以下に記載する。

１　酒匂財産区・足柄財産区の共有地（箱根町小涌谷字上鷹ノ巣 439－2 外）における土地貸付料について、契約書で定める指定期日と異なる納入期限が納入通知書に記載されていた。

納入の通知は正しく行う必要がある。

２　議員報酬について、小田原市酒匂財産区議会議員の議員報酬等に関する条例第３条第４項において「９月及び３月にその月以前６月分を支給する」と定められているが、上半期分を令和７年 10 月に支給していた。

議員報酬は適切に支給する必要がある。

３　死亡した財産区議会議員について、下半期分の議員報酬が支給されていなかった。

速やかに適正な事務処理を行う必要がある。

４　補助金の支出については、申請を受けた年度の末までに履行の確認を行う必要があるが、小田原市酒匂財産区に係る補助金交付要綱において、実績報告書の提出期限を「補助事業完了後１月以内」と定めていた。

申請を受けた年度の補助金として支出するためには、補助事業の完了が３月の場合においても、当該年度の末までに補助金の履行確認を行う必要がある。

令和８年度定期監査（片浦財産区）の結果に関する報告書

第１　監査の基準

本審査は小田原市監査基準(令和２年小田原市監査委員告示第１号)に準拠して実施した。

第２　監査の種類

地方自治法第 199 条第１項の規定による監査（同条第４項の定期監査として実施）

第３　監査の対象

主として令和７年度の財産管理その他の財務に関する事務の執行

第４　監査の着眼点

財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確であるかを確かめるため、財産区の設置目的及び過去の監査結果を踏まえ、重要リスク及び主な監査の着眼点を次のとおり設定した。

１　財産管理事務

重要リスク	着眼点
財産の所有・管理区分ごとの権利関係、面積等の情報が正確に管理されないリスク	・財産台帳は適正に作成・管理されているか ・財産に係る契約書類は適正に管理されているか

２　収入・支出・契約事務

重要リスク	着眼点
財産に係る収入が正しく行われないリスク	・財産の取扱いは適正か ・額の算定、調定・納入通知は適正か
財産管理に係る支出・契約が適正に執行、履行されないリスク	・執行手続は適正か ・契約･支出内容は適正か ・履行確認は適時適正に行われているか
条例に適合しない支出が行われるリスク（議員報酬）	・報酬等の支出は条例の規定に従って行われているか
その他財産管理に直接資する経費以外の支出について不要・不適正な執行が行われるリスク（食糧費・旅費・補助金）	・支出は法令に適合し、正確であるか

第５　監査の実施内容

財産台帳、山林の分収に係る契約書、会計伝票、決裁文書等の提出を求め、監査の着眼点を踏まえて抽出によりそれらの閲覧、証ひょうとの照合を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

第６　監査の結果

上記第１から第５までの記載事項のとおり監査した限り、財務に関する事務の執行は、下記の事項を除き重要な点において法令に適合し、正確であると認められた。

［除外事項］

１　長期施業受委託契約における委託料について、見積書の日付が完了届と同一の日付になっていた。

財産の管理に係る支出事務を適正に執行する必要がある。

また、是正又は改善を要するものとして指摘すべき事項が上記のほかに認められたので、以下に記載する。

１　視察料及び議長交際費について市職員等による立替払が行われ、議長交際費の立替払については出納整理期間まで精算がされていなかった。

地方自治法では、立替払は事故や不正が生じるリスクが高いため認めておらず、適正な出納事務を行う必要がある。

２　議員研修視察に係る職員随行旅費について、一般管理費から支出するべきところ、財産管理費で支出していた。

支出については、予算の目的に応じ、適切な科目で執行する必要がある。

３　議員報酬について、小田原市片浦財産区議会議員の議員報酬等に関する条例第３条第４項において「９月及び３月にその月以前６月分を支給する」と定められているが、上半期分を令和７年 10 月に支給していた。

議員報酬は適切に支給する必要がある。

４　補助金の支出については、申請を受けた年度の末までに履行の確認を行う必要があるが、小田原市片浦財産区に係る補助金交付要綱において、実績報告書の提出期限を「補助事業完了後１月以内」と定めていた。

申請を受けた年度の補助金として支出するためには、補助事業の完了が３月の場合においても、当該年度の末までに補助金の履行確認を行う必要がある。

５　自治会連合会及び自治会に交付した補助金について、実績報告書の提出及び補助金額の確定が年度内にされておらず、小田原市片浦財産区に係る補助金交付要綱に定める交付の時期までに当該補助金を交付していなかった。また、自治会に交付した補助金については、実績報告書に補助対象事業に係る支出額を確認するための証ひょうが不足しており、補助金の額の確定に係る審査が十分に行われていなかった。

財産区の権能上、財産区による補助金交付は、財産の維持管理上必要なものに限られており、従来から言及してきたように、補助金の在り方自体の検討が必要なところであるが、上述した自治会連合会等への補助金が地方自治法の補助金として交付又はその決

定がされている以上は、小田原市補助金の交付等に関する規則等に基づいて、適正に執行する必要がある。

第７　監査の結果に添える意見

地方自治法第 199 条第 10 項の規定により、監査の結果に基づき次の意見を付記する。

１　視察に係る報告書等の作成について

森林施業の参考とするため実施した議員研修視察について、復命書や結果報告書等が作成されていなかった。

財産区関係者内で一定の情報や知見は共有、蓄積されていると認識しているとのことであるが、視察で得られた情報や知見については、報告書等により、視察に参加しなかった議員や職員等に共有し、今後の財産区の運営に生かすことが求められる。

令和８年度定期監査（曽我財産区）の結果に関する報告書

第１　監査の基準

本審査は小田原市監査基準(令和２年小田原市監査委員告示第１号)に準拠して実施した。

第２　監査の種類

地方自治法第 199 条第１項の規定による監査（同条第４項の定期監査として実施）

第３　監査の対象

主として令和７年度の財産管理その他の財務に関する事務の執行

第４　監査の着眼点

財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確であるかを確かめるため、財産区の設置目的及び過去の監査結果を踏まえ、重要リスク及び主な監査の着眼点を次のとおり設定した。

１　財産管理事務

重要リスク	着眼点
財産の所有・管理区分ごとの権利関係、面積等の情報が正確に管理されないリスク	・財産台帳は適正に作成・管理されているか ・財産に係る契約書類は適正に管理されているか

２　収入・支出・契約事務

重要リスク	着眼点
財産に係る収入が正しく行われないリスク	・財産の取扱いは適正か ・額の算定、調定・納入通知は適正か
財産管理に係る支出・契約が適正に執行、履行されないリスク	・執行手続は適正か ・契約･支出内容は適正か ・履行確認は適時適正に行われているか
条例に適合しない支出が行われるリスク（議員報酬）	・報酬等の支出は条例の規定に従って行われているか
その他財産管理に直接資する経費以外の支出について不要・不適正な執行が行われるリスク（食糧費・旅費・補助金）	・支出は法令に適合し、正確であるか

第５　監査の実施内容

財産台帳、山林の分収に係る契約書、会計伝票、決裁文書等の提出を求め、監査の着眼点を踏まえて抽出によりそれらの閲覧、証ひょうとの照合を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

第６　監査の結果

上記第１から第５までの記載事項のとおり監査した限り、財務に関する事務の執行は、下記の事項を除き重要な点において法令に適合し、正確であると認められた。

［除外事項］

１　立木材積調査委託料について、支払が大幅に遅延し、翌年度の予算で執行されていた。

支払事務は遅延なく適正に行うとともに、会計年度独立の原則に基づき適切な会計処理を行う必要がある。

また、是正又は改善を要するものとして指摘すべき事項が上記のほかに認められたので、以下に記載する。

１　議員報酬について、小田原市曽我財産区議会議員の議員報酬等に関する条例第３条第４項において「９月及び３月にその月以前６月分を支給する」と定められているが、上半期分を令和７年 10 月に支給していた。

議員報酬は適切に支給する必要がある。

２　補助金の支出については、申請を受けた年度の末までに履行の確認を行う必要があるが、小田原市曽我財産区に係る補助金交付要綱において、実績報告書の提出期限を「補助事業完了後１月以内」と定めていた。

申請を受けた年度の補助金として支出するためには、補助事業の完了が３月の場合においても、当該年度の末までに補助金の履行確認を行う必要がある。